

青少年のインターネット利用に関する啓発の指針

平成24年2月15日
23青総青第1171号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号（以下「条例」という。））第18条の6の4第2項の規定により、青少年に対して行われるインターネットの利用に関する啓発についての指針を次のとおり定める。

第1 目的

この指針は、青少年自身がインターネットの利用に伴うトラブルや危険及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの回避や対処に必要な知識を確実に習得できるようにするため、家庭、学校、地域等において行われる青少年に対する啓発活動において説明されることが望ましい事項及び啓発の際に留意すべき事項を定めるものである。

第2 青少年に対して説明することが望ましい事項

青少年のインターネット利用に伴うトラブル・危険及び過度の利用による弊害と回避・対処の方法

インターネット利用に伴う弊害		回避及び対処の方法
【有害情報の存在】	インターネットで利用できる情報の中には青少年にとって有害となりうる情報が含まれること。	犯罪の手段や薬物等に関する情報、青少年の健全な育成に悪影響を与える性的感情を刺激する描写等の有害となりうる情報に接しないため、青少年が利用するあらゆるインターネット接続が可能な機器に、フィルタリングを利用するとともに、インターネットの利用等について家庭内のルールを定め、これを守ること。
【情報の拡散性】	一つの書き込み等が不特定多数の人に閲覧されたり、投稿者の意図なく転載される情報が拡散するうちに悪用されるおそれがあること。	自分や友人等の個人情報や、個人の特定につながるおそれのある情報を安易に書き込まないこと。
【騙される危険性】	インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりとは限らないこと。	真偽を確かめないまま、安易に情報を信じないようにすること。また、インターネット上で知り合った相手と実際に会わないようにするとともに、個人間の売買、見知らぬ相手からのメールの添付ファイルの開封、バナー広告のクリック等には、保護者に相談するなど、慎重になること。

<p>【匿名性への誤解】</p>	<p>インターネット上は匿名性が高く、投稿者の身元は判明せず、特定されることはないとの誤信し、安易な書き込み等により、自らが加害者となる場合があること。</p>	<p>他人の悪口や嘘等、他人を不快にさせ、又は他人に迷惑をかけるおそれがあることを書き込まないこと。 また、不正アクセスや著作権の侵害など、法令違反に抵触する行為を行った場合には、適切な手続きにより投稿者を特定することが可能であることを理解し、そのような行為を行わないこと。</p>
<p>【依存の問題】</p>	<p>過度にメールを含むインターネットを利用し、依存的傾向が高まることで、普段の生活に悪影響を及ぼしたり、健康を害してしまうおそれがあること。</p>	<p>家庭内で定めるルールに利用場所や時間を含め、それを守り、普段の生活に悪影響を及ぼすような利用を避けること。その際、利用時間制限や利用料金制限機能により制限をかけて利用することも考慮すること。</p>

第3 啓発に際し留意すべき事項

1 啓発を行う保護者が留意すべき事項

- (1) 保護者自らが、およそ青少年を取り巻くインターネット利用におけるトラブル・危険及び過度の利用による弊害を把握するとともに、その回避及び対処の方法を習得するよう努めること。
- (2) 青少年のインターネット利用については、青少年の年齢だけでなく、青少年の性別や情報モラル教育をはじめとした関連する教育の理解状況なども踏まえて、その必要性や利用形態を検討するとともに、青少年と保護者がよく話し合い、家庭の状況に応じたルールづくりを行うこと。
- (3) 青少年が自身専用の携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）を持っていない場合にも、保護者の所有する携帯電話端末等やパソコン等を使用してインターネット利用を行う場合がある。また、携帯電話端末等に限らず、携帯型ゲーム機や音楽プレイヤー等の中でもインターネット利用が可能なものもある。このため、青少年がインターネットを利用する可能性のある機器においては、全てフィルタリングを利用するように努めること。
- (4) フィルタリングが万能でないことを認識し、フィルタリング利用に安心せず、常に青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、日常の会話の中でインターネットの利用について話し合ったり、青少年に対して必要な指導や助言等を行うよう努めること。
- (5) メールやインターネット上のコミュニケーションでは、自分や相手の真意が正しく伝わらず、誤解しがちであり、トラブルになりやすいことを青少年に理解させること。

2 青少年の育成に関わる者が留意すべき事項

- (1) インターネット全般に関する教育・啓発活動の中で、インターネットの利便性や楽しさのみが強調され、青少年のインターネット利用に伴うトラブル・危険

険及び過度の利用による弊害を合わせて啓発し、弊害の認識が薄れることのないよう配慮すること。

- (2) インターネット利用における危険性等の啓発だけでなく、日常生活のモラルやマナーと同様に、インターネットを利用する上で必要最低限の法令や権利、マナーに関する知識も理解させるため、青少年の年齢だけでなく、青少年の性別や情報モラル教育をはじめとした関連する教育の理解状況なども踏まえて、継続的に行うこと。
- (3) インターネットをめぐる現状やその変化を踏まえ、啓発に際してはできる限り、具体的かつ最新の事例や問題を取り上げるなどの工夫が必要であること。
- (4) 保護者による知識や関心の程度や差異、家庭環境が多様化している現状を踏まえ、多様な啓発の機会の確保等に配慮すること。